

保護者の皆様

2018年度 学校維持協力一時金の変更について

バンドン日本人学校運営委員会
運営委員長 平川 征二郎

皆様方には、ますますご健勝のことと存じます。平素より本校の教育活動にご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

2018年4月より学校維持協力一時金を下記のように変更いたします。このお金は、入学時に保護者のお勤めの企業が本校に初めて入学させる場合にお支払いいただくものですが、これまでは額が大きすぎ、入学希望者にマイナスにはたらいってしまう可能性があるかと判断し変更することと致しました。

なお、2018年度の校納金（学校維持協力一時金を除く）につきましては、決定次第、ご連絡いたします。

2018年度 学校維持協力一時金

（企業もしくは世帯が、初めて本校に入学させる時に納めていただくお金です。）

主たる生計者の所属企業の日本における 資本規模および職業による区分	学校維持協力一時金
50億円以上の日系企業	USD2,000 相当のルピア払い ※これまでは、USD25,000
50億円未満 1億円以上の日系企業	USD2,000 相当のルピア払い ※これまでは、USD15,000
1億円未満の日系企業	USD2,000 相当のルピア払い ※これまでは、USD10,000
日系以外の企業（ローカル/外資等）	USD1,000 相当のルピア払い/ 世帯（個人若しくは法人負担） ※これまでは、USD1,700
自営業/個人事業主/JICA等プロジェクト 従事者/非就労滞在者	USD700 相当のルピア払い/ 世帯（個人若しくは法人負担） ※変更なし
その他/BJC非会員	USD2,000 相当のルピア払い/ 世帯（個人負担） ※これまでは、USD2,200

※学校維持協力一時金は、幼稚園は対象外となります。

※初めて子弟を入学させる前年度から遡り、3年以上「企業協賛金」を納入済の企業もしくは、新規入会后、5年以上BJC法人会員または日本人学校法人会員を継続することを約束していただいた企業からは学校維持協力一時金を徴収しません。

※BJC賛助会員として累計20口以上「企業協賛金」を納入済の企業からは学校維持協力一時金を徴収しません。

以上